

9.就労支援

職業相談	伊丹市地域生活支援センター	<p>目的:企業に対して障がいのある人の理解を深め、職場実習などを通じて就労への準備を支援するとともに、職業生活の自立と職場の定着を支援しています。</p> <p>主な支援内容:就労サポーター(※)を配置し、職場実習等に関する相談に応じます。また、相談の内容によって、公共職業安定所や福祉施設・作業所などの関係機関と連携し、就労を目指した支援をするとともに、就職後のフォローアップをしています。</p> <p>※就労サポーターは、障がいのある人の就職前の支援から、就職後も自分らしさを発揮できるよう、働く現場へ訪問したり企業等との調整を行うなどの支援を一貫して行っています。</p> <p>所在地:伊丹市広畑3丁目1 Tel 787-6798 Fax 787-6911</p>
	伊丹公共職業安定所(ハローワーク) 専門援助部門	<p>専門の職員が、障がい者の就職に関する相談、紹介及び就職後について一貫した相談を行っています。</p> <p>所在地:伊丹市昆陽1-1-6 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p>
	阪神北障害者就業・生活支援センター	<p>阪神北圏域(伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町)にお住まいの障がいのある人に対し、就職に関する相談、就労支援などを行っています。</p> <p>所在地:伊丹市西台5-1-11 Tel 770-8664 Fax 777-5556</p>
	兵庫障害者職業センター	<p>障害者職業カウンセラー等を配置し、公共職業安定所や関係機関と連携し、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等を行っています。</p> <p>所在地:神戸市灘区大内通5-2-2 Tel 078-881-6776 Fax 078-881-6596</p>
	兵庫県総合リハビリテーションセンター 職業能力開発施設	<p>障がい者の職業相談、職能評価、職能訓練などの就労支援を専門的かつ総合的に行います。</p> <p>所在地:神戸市西区曙町1070 Tel 078-927-2727 Fax 078-925-9223</p>
職場適応訓練	<p>県が事業主に委託し、障がい者等の能力に適した作業による実地訓練を行うことで、作業環境への適応を容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを目的としています。</p> <p>訓練期間 6ヶ月以内(中小企業・重度の障がい者は1年以内)</p> <p>申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p>	

職業訓練	国立県営兵庫障害者職業能力開発校	<p>職業能力開発促進法に基づき、障害の種類・程度等に対応した職業訓練を行います。</p> <p>訓練科目：OA事務科、グラフィックアート科、インテリアCAD科、総合実務科（知的障がい者対象）、ビジネス実務科（精神障がい者対象）</p> <p>訓練期間 1年（ビジネス実務科は6ヶ月）</p> <p>申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p> <p>所在地 伊丹市東有岡4-8 Tel 782-3210 Fax 782-7081</p>
	兵庫県立障害者高等技術専門学院	<p>職業能力開発促進法に基づき、障害の種類・程度等に対応した職業訓練を行います。訓練科目：ものづくり科、ビジネス事務科、情報サービス科、総合実務科（知的障がい者対象）</p> <p>期間 1年</p> <p>申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p> <p>所在地 神戸市西区曙町1070 Tel 078-927-3230 Fax 078-928-5512</p>
	兵庫県立障害者高等技術専門学院 食品流通科	<p>知的障がい者を対象とし、兵庫県が阪神友愛食品（株）（西宮市鳴尾浜）に訓練を委託し、職業能力の習得や体力、忍耐力の向上を目指します。</p> <p>訓練期間 1年</p> <p>申し込み 伊丹公共職業安定所 Tel 772-8618 Fax 770-0614</p> <p>所在地 西宮市鳴尾浜3丁目10-1 阪神友愛食品（株）能力開発センター Tel 0798-41-8301 Fax 0798-41-8303</p>

伊丹市 障害者就労チャレンジ事業	<p>障がいのある人に就労の場を提供し、就労意識と意欲、技能の向上を目指すことを目的としています。返却図書 of 整理、公用自動車の洗車、会計文書の整理などの仕事を行います。勤務条件は作業内容によって異なります。</p> <p>毎年、5～6月頃に広報等で募集します。詳細は障害福祉課へお問い合わせください。</p>
-------------------------	---

通勤用自動車購入資金の助成	<p>自ら運転する自動車により、通勤することが必要な障がい者に使用させるための通勤用自動車を購入する雇い主（事業主）に対して、その費用の一部が助成されます。助成最高150万円。障害により制限あり。他にも助成金があるため詳しくは問い合わせ先へ。</p> <p>問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部 Tel 06-6431-8201 Fax 06-6431-8220</p>
----------------------	--